

# 飼い猫・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術 に対する補助金制度が始まりました！

吉賀町では、猫の繁殖を防止し、不幸な猫を増やすことなく、快適な生活環境の保全を図るため、飼い猫・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します。



|       |   |
|-------|---|
| 補助金額  | ①自らが飼養する飼い猫に対して手術する場合<br>不妊手術 1匹当たり 5,000円<br>去勢手術 1匹当たり 2,500円<br>②飼い主のいない猫に対して手術する場合<br>不妊手術 1匹当たり 10,000円<br>去勢手術 1匹当たり 5,000円 |
| 交付対象者 | 町税を滞納していない者であって、次に該当する者としします。<br>ただし、営利を目的として手術を受けさせる者は対象となりません。<br>①吉賀町に住民登録があり、現に町内に居住している者<br>②吉賀町に主たる事務所を有する法人または団体           |
| 申請方法  | 申請書に添付書類を添えて、吉賀町税務住民課へ提出してください。申請書は吉賀町HPからダウンロードできます。   |
| 注意事項  | ・手術を受けさせる前に申請してください<br>・元の場所に戻す場合は、必ず耳カットを実施してください<br>・予算がなくなり次第終了となります   |
| お問合せ  | 吉賀町役場税務住民課 電話：0856-77-1113  |

# 手続きの流れ

